

学生アルバイト情報ネットワーク利用規約

株式会社ナジック・アイ・サポートが運営する学生アルバイト情報ネットワーク（以下「当ネットワーク」といいます。）は、大学、短期大学、専門学校（以下、「各学校」といいます。）よりアルバイト求人提供業務の委託を受け運営されています。当ネットワークは、委託者である各学校の教育方針に従い、各学校に在籍する大学生、大学院生、短大生または専門学校生（以下、「対象学生」といいます。）の福利厚生に資することを目的として、対象学生の本分である勉学に支障をきたさない、就業体験につながる安心なアルバイト求人を、学生アルバイト情報ネットワークウェブサイト（ドメイン名：www.aines.net、以下「本ウェブサイト」といいます。）により対象学生に提供します。当ネットワークでは、次に掲げる利用規約（以下、「この規約」といいます。）を設けており、当ネットワークのサービスのご利用は、この規約の承諾と労働基準法等すべての関連法規の遵守を前提としておりますのでご了承下さい。なお、当ネットワークでいうアルバイトとは、労働基準法に定める労働者をいいます。

第1条[利用規約について]

この規約は、アルバイト求人を希望する企業・団体（家庭教師の求人を希望される個人を含み、以下、「求人企業」といいます。）の、対象学生に対する本ウェブサイトでのアルバイト求人情報の掲載等、当ネットワークのサービスのご利用に関する規定を定めたものです。

第2条[当ネットワークへの申込と手続]

求人企業のアルバイト求人のお申込み方法と掲載内容の変更等の手続きは次のとおりです。

(1) 求人企業の登録方法およびこの規約の承認

初めて当ネットワークへアルバイト求人を依頼される場合、所定の「企業登録申込書」を郵送による方法で求人企業の登録申込みをして下さい。当ネットワークでは、この登録申込みをもって、この規約を承諾されたものとして取扱い、この登録を承認した求人企業に「お客様番号」と「パスワード」（以下この両方をあわせて、「承認番号」といいます。）を通知し、以後、次号の承認番号に関するお問い合わせを除き、この承認番号によって求人企業を確認します。ただし、当ネットワークの裁量により、この登録の承認を一時留保またはお断りする場合があります。

(2) 求人企業の登録内容の変更

登録された内容を変更される場合、インターネットにより所定の方法で変更申込をするか、所定の「企業登録変更申込書」に変更事項を記載してファックスまたは郵送による方法で変更の手続きをして下さい。なお、「承認番号」に関するお問合せは当ネットワークまでご連絡下さい。確認の上、登録の住所へ「承認番号等通知書」を郵送します。

(3) アルバイト求人の掲載申込み方法

アルバイト求人に必要な事項（以下、「求人情報」といいます。）を本ウェブサイトより所定の方法で入力して掲載申込をするか、所定の「求人票掲載申込書」に全て記載して、ファックスまたは郵送による方法で掲載申込をして下さい。当ネットワークは、求人票を受領した時点で、求人企業から掲載申込がなされたものとして取り扱います。なお、特段の定めのない限り、求人情報1件に記載できる勤務地、職種はそれぞれ一ヶ所、一職種とします。

(4) 求人票の掲載

当ネットワークは、営業日（営業日とは土曜、日曜、祝祭日および年末年始、お盆休暇を除く日とし、以下同じ。）の正午を締め切りとし、翌営業日以降を掲載開始希望日としてアルバイト情報の掲載申込を受け、掲載申込された求人情報（以下、「求人票」といいます。）がこの規約第5条その他に違反していないことおよび当該求人票掲載申込者が当該掲載に必要な費用の支払いを当ネットワークが確認した後、アルバイト求人情報を当ネットワークのウェブサイトに掲載します。ただし、求人票に記載された掲載開始日に掲載できない場合があります。

(5) 求人票の内容変更

掲載中の求人票の求人情報の変更を希望される場合、変更内容を本ウェブサイトより所定の方法で入力して掲載変更申込

をするか、所定の「求人票変更申込書」によってファックス、郵送による方法で通知して下さい。当ネットワークは、この通知を受領し、変更内容が規約第5条その他に違反していないことの確認を完了した日から3営業日以内に変更します。

(6) 求人票の掲載期間途中での終了

求人票の掲載を掲載期間途中で終了させたい場合、本ウェブサイトより所定の方法で終了申込をするか、所定の「求人票掲載終了申込書」によりファックスもしくは郵送による方法で通知して下さい。当ネットワークはこの通知を受領し、確認を完了した翌営業日までに掲載を終了させます。

第3条[求人票の掲載料金および掲載期間]について

求人票の掲載には掲載料金が必要です。掲載料金については別途料金表で定めるものとします。

第4条「求人企業の承諾事項」

- (1) 求人企業からの求人票を、当ネットワークのウェブサイトに掲載する方法で、各学校またはアルバイト求人情報に記載された各学校（各学校から指定することができ以下、「指定学校」といいます。）の対象学生に限定して提供します。
- (2) 学校によってはこの規約に定める以外の職種や労働条件等に制限を設けている場合があります。
- (3) 求人票による応募者（以下、「応募者」といいます。）は、当ネットワークを経由しないで、直接企業・団体に応募します。
- (4) 求人企業は応募者から採用選考および雇用後に必要とする個人情報以外の個人情報の取得は行わないで下さい。
- (5) 求人企業の責任で、応募者が指定学校の対象学生であることを学生証で確認し、以後の選考等の手続きを進めて下さい。また、応募者が留学生である場合、資格外活動許可証もあわせて確認して下さい。
- (6) 当ネットワークは求人企業に対し、求人票における応募状況およびその選考結果について報告を求めることができるものとします。その場合、企業・団体は当ネットワークに対し速やかに応募状況および選考結果を報告して下さい。
- (7) 求人企業と応募者（採用または不採用にかかわらず、もしくは、対象学生または対象学生以外の者にかかわらず）との間に苦情や紛争が生じた場合、当ネットワークより企業・団体に対して状況報告を求めることができるものとします。その場合、求人企業は当ネットワークに対し状況を報告して下さい。ただし、当ネットワークは一切の責任を負いません。
- (8) 採用された応募者に通勤中を含む業務従事中に生じた労災事故等を原因とした、損害や補償問題が生じた場合、その損害や補償問題等の一切の賠償責任を、企業・団体が負担するものとします。
- (9) 当ネットワークは第(1)号に記載された以外の業務の取扱はいたしません。

第5条[制限職種]

当ネットワークでは、各学校の教育方針に従った教育的配慮により、次の各号の職種や労働条件等の制限に抵触するアルバイト求人票の取扱いをいたしません。（指定学校によっては一部取扱いができる場合があります。）

(1) 職種による制限

- ① ボール盤、旋盤、裁断機、プレス、草刈機等、自動機械の助手を含むこれらの操作。
- ② 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱いまたはその周辺での助手を含むこれらの作業。ガソリンスタンドでの作業。
- ③ 自動車や単車等車両の運転または自転車で30kg以上の重量物の配達。
- ④ 線路内や交通頻繁な路上での作業。
- ⑤ 土木や水道工事等の現場作業。
- ⑥ 建築中や建物取壊現場での現場作業または残材片付作業。
- ⑦ 2m以上の高所でのガラス拭き、器具取付等の作業。
- ⑧ 警備員、宿直、交通整理。
- ⑨ 農薬や劇薬等有害な薬物の取扱いを伴う作業または薬品等の臨床人体実験。
- ⑩ 特に高温度、低温度、粉塵、粉末、有毒ガス、騒音等の劣悪な環境下での作業。
- ⑪ 無許可の街頭でのチラシ配り、ポスター貼り。露店、屋台等の売り子等。

- ⑫ 不特定多数を対象とした、街頭や訪問による助手を含むこれらの調査または調査内容に問題のある助手を含む調査。スパイ行為やプライバシーに関する助手を含むこれらの調査。
 - ⑬ 訪問販売や勧誘を目的とした集金業務。金融ローンやクレジットに関する信用調査または返済督促業務。消費者金融業に関する一切の業務。
 - ⑭ 開催中の競馬や競輪場等のギャンブル場内での現場作業。
 - ⑮ バー、キャバレー、マージャン店、パチンコ店等の風俗営業法に基づく職種の現場作業。
 - ⑯ 住み込みまたは深夜作業（22:00～翌日 6:00）。一部の学校では長期休暇中に限り深夜作業可。
 - ⑰ 選挙の応援に関連する一切の業務。
 - ⑱ 人命に関わることが予測される業務。
 - ⑲ その他特に学生が関与する労働として社会的に好ましくないと判断されるもの。
- (2)労働条件による制限労働条件が不明確なもの。
- ① 家庭教師派遣等の登録制のもの。
 - ② 就労中の事故に対し対象学生に負担を負わせるもの。
 - ③ 最低保証のない出来高払いのもの。
 - ④ 違約金や損害賠償を予定するもの。
 - ⑤ 男女雇用機会均等法に抵触するもの。
- (3)その他の制限
- ① 学習塾の講師で経営実績が1年未満のもの。
 - ② 対象学生に不利益な契約を求めるもの。
 - ③ 対象学生を紹介しても、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの。
 - ④ 人員の限定を条件とするもの。
 - ⑤ 労働争議に介入するおそれのあるもの。
 - ⑥ 営利職業斡旋業者への仲介斡旋。
 - ⑦ マルチやネズミ講商法に関するもの。
 - ⑧ 公序良俗に反すると認められるもの。

第6条[登録の抹消]

求人企業は次の各号について異議を述べないものとします。

- (1) 第2条1項の企業・団体の登録をお断りしたとき。
- (2) 求人企業において以下の各号の一に該当する事由が判明した時点で、直ちに求人企業の登録を抹消し、それに関連する求人票も削除します。この場合、アルバイト求人掲載に係る一切の権利は失効し、払い戻しに応じません。この規定に基づき登録を抹消した場合には、当ネットワークは速やかに求人企業にその旨通知します。
 - ① 求人企業の登録内容または求人票に虚偽の記載があったとき。
 - ② 求人票に記載された職種と異なる職種に、対象学生を当ネットワークの承諾なしに従事させたとき。
 - ③ 求人票に記載された労働条件等を遵守せず、または賃金の遅滞もしくは不払いをしたとき。
 - ④ 公序良俗に反する行為の生じたとき。
 - ⑤ 求人企業に重大なる信用不安が生じたとき。
 - ⑥ 求人企業が法令やこの規約に違反したとき。
- (3) 当ネットワークは、この規約に基づき取扱いされた求人票の掲載や内容の変更または掲載の終了等について、承認番号の不正使用等によって求人企業に生じた損害について一切の賠償義務を負いません。

第7条[家庭教師の求人]

家庭教師の求人を希望される一般家庭からのアルバイト求人情報の掲載について、この規約の第3条は適用されません。

第8条 [個人情報の取扱い]

当ネットワークでは、当ネットワークを運営する株式会社ナジック・アイ・サポートのプライバシーポリシーに則り、個人情報を厳正かつ適切に管理・保護・維持します。

(1) 個人情報の利用目的

求人企業の個人情報は、アルバイト求人情報の掲載に関するご連絡、お問合せ、その他当ネットワークに関する各種ご案内のために利用します。

(2) 第三者への委託について

当ネットワークは、個人情報を第三者との間で共同利用したり、業務を委託するために個人情報を第三者に委託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し（契約の履行確認を含みます）、その他法令上必要な措置を講じます。

(3) 利用目的の通知等について

当ネットワークは、求人企業が自己の個人情報について、利用目的の通知、開示、訂正、追加・削除、利用停止、第三者提供停止、消去等の権利を有していることを確認し、求人企業からのこれらの要求に対して異議なく応じます。

第9条 [反社会的勢力の排除に関する表明及び保証]

(1) 当ネットワーク及び求人企業は、互いに相手方に対し、自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社、又は関連会社（以下総称して「対象者」といいます。）が、暴力団等の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。

(2) 前項のほか、当ネットワーク及び求人企業は、互いに相手方に対し、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後も行う予定がないことを表明し、保証するものとします。

- ① 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫の言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為
- ② 相手方に対する業務妨害にあたる行為
- ③ 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為
- ④ 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
- ⑥ 力団等の反社会的勢力が甲及び乙の経営に関与する行為

第10条 [反社会的勢力の排除違反への対応]

(1) 当ネットワーク及び求人企業は、相手方が前条に違反していると合理的に判断したときは、違反した相手方に対し、何らの催告もなく、甲乙間の取引にかかる全ての契約を解除することができ、相手方はこれに対し何ら異議を申し立てないものとします。

(2) 当ネットワーク及び求人企業は、相手方が前条に違反したことにより損害を被った場合、その損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

(3) 当ネットワーク及び求人企業は、第1項により解除された者が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負わないものとします。

第11条 [規約の改定]

この規約は、当ネットワークの裁量により、当ネットワークのウェブサイト等で告知の上、適宜変更されることがあります。本利用規約が変更された後、求人企業がこの規約に基づくサービスの利用を継続した場合は、改定された本利用規約を承諾したものとみなします。

この規約は平成23年3月11日に改訂し、平成23年3月14日から適用します。

この規約の改訂に伴う経過措置

1. この規約の適用日時点で本ウェブサイトに掲載されている求人票は、旧規約に基づく求人票記載の掲載期間の終了日まで旧規約に従いお取扱いします。

この規約の適用日時点で企業・団体の登録をされている企業・団体はこの規約を承認されたものとして、以後お取扱いさせていただきますので、あらためて企業・団体の登録手続きは不要です。

学生アルバイト情報ネットワーク事務局 [運営] 株式会社ナジック・アイ・サポート

[東京事務局]

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-52-2 青山オーバルビル 10F

TEL03-5466-1236 FAX03-5466-1239

[仙台事務局]

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 2-2-5 あおば通駅前ビル 8F

TEL022-722-1551 FAX022-265-9551

[名古屋事務局]

〒453-0015 名古屋市中村区椿町 15-21 明治安田生命名古屋西口ビル 2F

TEL052-453-7491 FAX052-453-7497

[大阪事務局]

〒532-0011 大阪市淀川区西中島 5-4-20 中央ビル 2F

TEL06-4806-0560 FAX06-4806-0550

[福岡事務局]

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 4-10-10 紙与天神ビル 6F

TEL092-736-0551 FAX092-725-9551